

成長のための日米経済パートナーシップ

2006 年
日米投資イニシアティブ報告書

2006 年 6 月

要 旨

海外からの直接投資は、日本経済の活性化にとって不可欠なものである。2005(平成17)年末の対日直接投資残高は、11.9兆円(約1009億ドル)となっている。これは、5年間で対日直接投資残高を倍増させるという小泉総理の目標の基準年である2001(平成13)年末と比較すると1.8倍の増加となり、着実に5年で対日投資残高を倍増させるという政府目標に向かっているところである。

本年の取り組みの中で、大きなトピックスとしては、2006(平成18)年5月に施行された会社法がある。先進国間の投資の形態の多くは、M&Aの形をとっている。このため、日本が外国直接投資残高を増加させるために、会社法、特に合併等の対価の柔軟化部分の施行(但し、この部分は2007(平成19)年5月に施行)が、今後大きな効果を持つものと期待されている。

日米投資イニシアティブは、2001(平成13)年6月、日米両首脳により「成長のための日米経済パートナーシップ」の下に設置された。本イニシアティブは、日米双方の投資環境改善に関する課題について意見交換を通じ、障壁を取り除く方策を探求する重要かつ相互的な場を提供している。日本側の投資環境改善に関連して議論されたものとしては、①国境を越えたM&Aの円滑化、②教育分野及び医療サービス分野における投資家にとってビジネスの機会を創出するような規制緩和、③労働法制の見直し、④日本法令の外国語訳が挙げられる。日本により問題提起され、両政府によって投資環境改善に関する意見の交換が行われた米国側の措置には、①査証その他の領事事項、②貨物セキュリティ、③エクソン・フロリオ条項が挙げられる。

また、本イニシアティブでは、対外広報活動として、昨年11月にニューヨーク及びサンノゼにおいて対日投資シンポジウムを開催したのに続き、本年10月には仙台及び横浜において対日投資促進セミナーを開催する予定である。

日米両国政府はともに、外国直接投資を歓迎している。日米投資イニシアティブは今後とも両国における投資環境改善のため、政府間の建設的な議論を継続するとともに、外国直接投資の促進に向けた活動を今後とも実施していく。

目次

I. はじめに	1
II. 日米の外国直接投資の現状	1
1. 対日直接投資	
(1) 対日直接投資動向	1
(2) 最近のトピックス	
A. 会社法の施行	3
B. 対日直接投資促進自治体フォーラム	3
C. 対日直接投資加速プログラム	4
D. 外国企業誘致地域支援事業	4
(3) 日本の強み	4
2. 対米直接投資	
(1) 対米直接投資動向	5
(2) 最近のトピックス	7
(3) 米国の強み	7
III. 日米投資イニシアティブにおける議論	8
1. 米国側関心事項	8
(1) 国境を越えたM&A	8
(2) 人口問題と投資	9
A. 教育分野	9
B. 医療サービス分野	9
(3) 労働法制	10
(4) 日本法令の外国語訳	11
2. 日本側関心事項	12
(1) 査証その他の領事事項	12
(2) 貨物セキュリティ	12
(3) エクソン・フロリオ条項	13
IV. 結論	14
別添1. 対日投資促進シンポジウム	16
別添2. 最近の米国企業の進出事例	17
別添3. 過去5年間に行われた改善	18

I. はじめに

日米投資イニシアティブは、2001(平成13)年6月、ブッシュ大統領と小泉総理が「成長のための日米経済パートナーシップ」の中で、日米両国における外国直接投資の環境を改善するための意見交換の場として設置された。本イニシアティブは、経済産業省及び国務省が共同議長を務め、2005(平成17)年12月2日、2006(平成18)年6月5日の2回にわたり、ワーキング・グループ会合を開催し、双方の外国直接投資環境の改善方策について議論した。

また、本イニシアティブの対外広報プログラムとして、2005(平成17)年11月にニューヨーク及びサンノゼにおいて対日投資促進シンポジウムを開催した。また、昨年5月の名古屋、千葉に続き、2006(平成18)年秋には、対日投資促進のためのセミナーを仙台及び横浜において開催する予定となっている。

近年、グローバル経済が進展する中、企業の活動は国境を越えたものになっている。このように企業の国籍にとらわれず企業活動が行われる中、各国において外国直接投資の重要性も高まっている。外国直接投資は、投資先の国に新たな技術・経営ノウハウの導入をもたらし、経営効率と競争力を改善する。また、外国直接投資には、雇用の創出効果があると同時に、消費者の需要創出、選択肢の拡大、便益向上に大きく貢献することも認識されている。

本イニシアティブは、外国直接投資に対するこれら認識の下、日米両国政府における外国直接投資の環境改善のための議論の場として重要な役割を果たし、さらには両国の経済発展に資するものである。

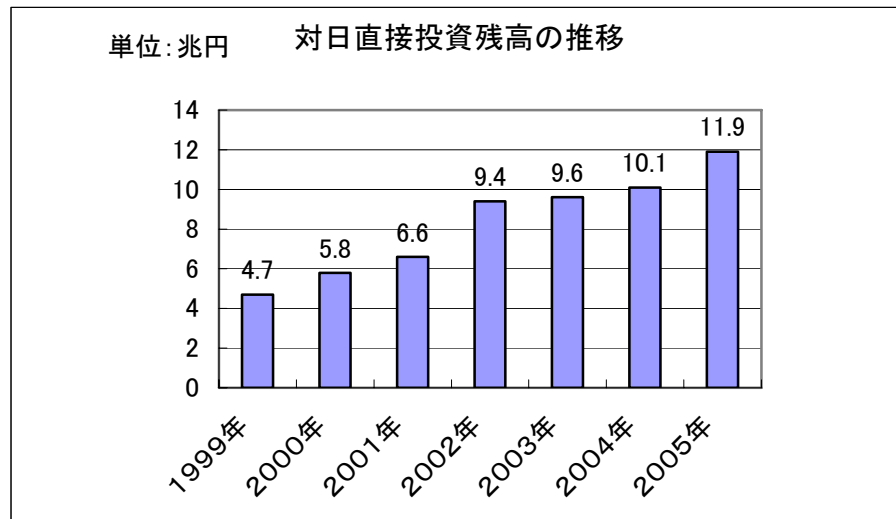
II. 日米の外国直接投資の現状

1. 対日直接投資

(1) 対日直接投資動向

対日直接投資は1990年代の後半から大きく拡大した。その背景には、規制緩和による外資参入可能分野が広がったこと、世界規模での業界再編ブームの中、日本で株式持ち合いの減少やM&Aにかかる整備が行われてきたこと、倒産法制、企業会計などの整備や円高の進行などによる市場としての魅力の向上などが挙げられる。近年においては、小泉総理のイニシアティブにより進められた政府の取り組みが対日直接投資増に寄与した結果、2005(平成17)年末の残高は、11.9兆円(2005(平成17)年末為替レートを1ドル117.97円(2006(平成18)年4月のIMF International Financial Statisticsのレート)とすれば、約1009億ドル)となった。これは、小泉総理の

5年間で対日直接投資倍増目標の基準年である2001(平成13)年と比較すれば、約1.8倍の増加となる。

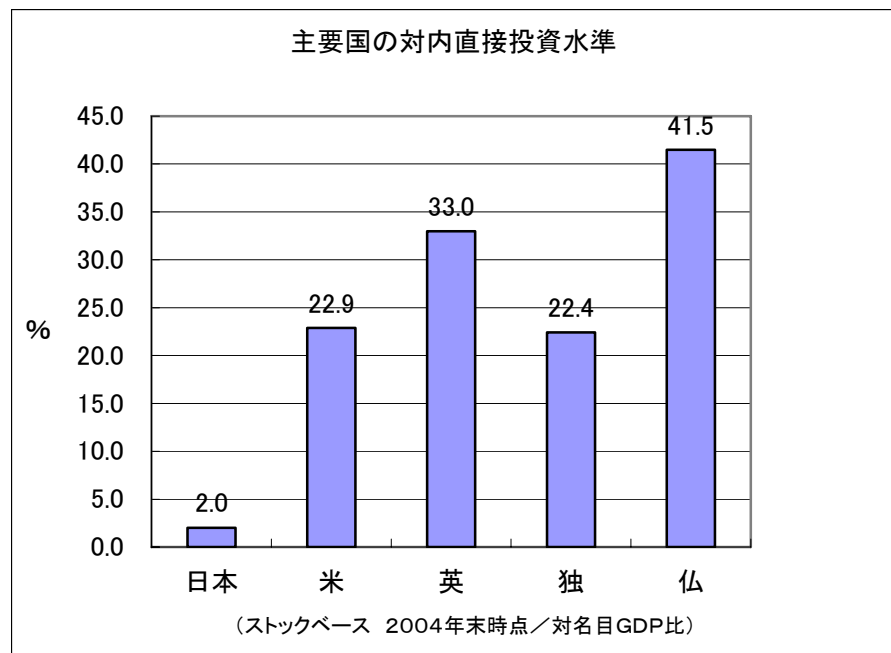


出所: 対外資産負債残高統計(財務省・日本銀行)

備考: 2005年末より「直接投資残高」には資本準備金を含む

なお、11.9兆円のうち、米国からの直接投資は、5.2兆円、EUからは4.2兆円、アセアンからは2.6兆円となっている。

近年、日本における直接投資残高は大きく増加しているとはいえ、そのGDPに占める割合は、主要先進国に比して依然として極端に低い数値となっている。米国の22.9%、イギリスの33.0%、ドイツの22.4%、フランスの41.5%に比べ、日本は2.0%にすぎない。また、UNCTAD「2005年世界投資報告書」において、日本の対内直接投資の潜在力指数は140カ国中16位と高い水準にあるものの、海外からの直接投資受け入れ実績指数(FDIシェア/GDPシェア)では、134位という低い水準にとどまっている。



出所：IMF INTERNATIONAL FINANCIAL STATISTICS

(2) 最近のトピックス

A. 会社法の施行

2005(平成17)年6月29日、第162回国会で「会社法」が成立し、2006(平成18)年5月1日に施行された。会社法の施行前においては、会社が吸収合併を行う場合に、消滅会社の株主に対して交付される対価は、原則として存続会社の株式に限定されていた。このような制限は、合併の十分な活用を妨げる要因となっていた。会社法では、合併等の対価が柔軟化され、存続会社の株式の他に、現金や存続会社の親会社の株式等を交付することも認められる。ただし、そのような「合併等の対価の柔軟化」に関する規定は、各企業が敵対的買収に対する防衛策を導入すべきかどうかを判断し、適正で株主に受け入れられる防衛策を準備する期間を設けるために、会社法の施行日から1年後に施行されることとなっている。

B. 対日直接投資促進自治体フォーラム

地域経済活性化の手段として、対日直接投資の重要性が増してきている中、2006(平成18)年2月、大阪府知事、福岡市長らが発起人となり、44都道府県、14政令市の参加のもと「対日直接投資促進自治体フォーラム」が設立された。2006(平成18)年3月には、第1回フォーラムが開催され、1. 地方自治体が取り組む外国・外資系企業誘致活動に対する国の支援の強化、2. 外国人、外国・外資系企業が活動しやすい仕組み作り、3. 対日直接投資促進に向けた国の取り組みの強化、の3つの項目を盛り込んだ国への提言が採択された。この提言は、政府対日投資会

議専門部会場で協議され、政府の対日直接投資加速プログラムにも反映された。

C. 対日直接投資加速プログラム

対日直接投資促進に向けた政府の取組としては、2003(平成15)年1月の小泉総理施政方針演説において「5年後には日本への投資残高の倍増を目指す」との表明を受け、同年3月に策定された「対日投資促進プログラム」に基づき、企業の事業環境の整備、行政手続の見直し等、投資環境の改善に向けた各種施策を講じているところである。また、今後、一層の投資促進を図るべく、2006(平成18)年3月に開催された対日投資会議において、対日直接投資残高を「2010(平成22)年までにGDP比で倍増となる5%程度」とすることを目指すという新たな目標を設定するとともに、必要な施策の強化・追加を行うべく、同年6月の対日投資会議において、対日直接投資加速プログラムがとりまとめられた。

D. 外国企業誘致地域支援事業

対日直接投資促進のためには、政府の取組の他に、外国企業を誘致する地域の主体的な活動が重要であるとの認識の下、2003(平成15)年度、2004(平成16)年度の「先進的対内直接投資推進事業」に続き、2005(平成17)年、経済産業省は、日本貿易振興機構(ジェトロ)を通じて地域の特長を活かした外国企業の誘致に積極的な地方自治体の活動を支援した。本事業には、12地域が採択され、外国企業の招聘活動や地域へ進出予定の外国企業の立ち上げ活動を支援した。

(3) 日本の強み

2005(平成17)年における実質GDP成長率は+2.7%となり、本イニシアティブが立ち上げられた2001(平成13)年以降、5年間の中で最も高い数字となった。現在の景気回復期間は2006(平成18)年5月で52ヶ月となり、戦後2番目に長い景気拡大期間となっている。

財務省の本年4月26日のまとめでは、日本の景気回復は都市部に限定されることなく、景気回復基調は国内全地域において力強さが戻っている。景気拡大は旺盛な企業の投資、増大する個人消費、雇用・賃金の改善の見通しによって持続している。2005(平成17)年度の完全失業率も7年ぶりの低水準となった。これら傾向は、新たなビジネスの機会が増加しつつあることを表している。また、何よりも総理自らが先導し、政府が一丸となって外国企業の日本でのビジネス活動を歓迎していることが、日本におけるビジネスを模索する企業に対して力強いメッセージを送っている。

さらに、近年の様々な構造改革により、かつては対日投資の障害とされていた高コスト構造も、相当程度改善している。特に、電気通信、エネルギー分野を中心とする規制緩和が事業インフラの利用コスト削減を実現している。

日本は、UNCTADの「2005年世界投資報告書」によると、海外からの直接投資受け入れのポテンシャルを示す投資潜在指数は、140か国中16位と高い位置づけである。これは日本が世界のGDPの約11%を占める巨大な市場を有していること、熟練した人材が豊富なこと、物流や情報通信関連のインフラが十分整備されていること、経済のグローバル化に適応した法整備を行っているなどビジネス環境が整っていることが理由としてあげられる。

2. 対米直接投資

(1) 対米直接投資動向

米国は、その開放的な経済、力強い成長力及び高い投資収益率から、世界各国からの直接投資を惹きつけている。規制改革と技術革新が、米国を投資先として特に魅力的なものとしてきた。対米直接投資(フロー)は、2000(平成12)年のピーク時には米国のGDPの3%超に達している。2001(平成13)年から2003(平成15)年にかけて対米直接投資(フロー)は減少しているが、これは、主として世界経済の減速、経済的な不確定性の増加、世界規模でのM&Aの減退が原因となっている。2004年には、米国への外国直接投資の流入が回復し、外国直接投資残高は対前年比8.2%増となった。外国直接投資は、経済成長の時期には、投資機会に資金を供給し、経済的な成功を補強してきた。また、経済の停滞期には、経済の多様化と安定に主要な役割を果たしてきた。たとえば、1980年代の日本からの直接投資は、特に、変革促進のための重要な触媒となり、米国の競争力の向上、雇用の増加、生産性の向上をもたらした。

対米直接投資残高の推移(簿価ベース、1999～2004年)

年末	対米直接投資残高 (10億ドル)	対前年比
1999	955.7	22.8
2000	1,256.9	31.5
2001	1,344.0	6.9
2002	1,344.7	0.05
2003	1,410.7	4.9
2004	1,526.3	8.2

出所: 商務省経済分析局

直近のデータによれば、2004(平成16)年の外国からの対米直接投資残高は、以前のピーク時であった2003(平成15)年を上回り、簿価ベースでの総額は約1兆5,263億ドル(下表参照)となった。国別シェアでは、英国(16%)、日本(12%)、オランダ(11%)、ドイツ(11%)及びフランス(10%)が上位を占めている。

タイプ別対米投資額の推移1999－2004年(百万ドル)

	1999	2000	2001	2002	2003	2004
総投資額	274,956	335,629	147,109	54,519	63,591	86,219
買収企業	265,127	322,703	138,091	43,442	50,212	72,738
新規設立企業	9,829	12,926	9,017	11,077	13,379	13,481

出所: 商務省経済分析局

外国資本は、米国経済に重要な貢献をしている。米国の外資系企業は、全体で530万人の雇用を創出するとともに、民間部門のGDPの6%を占めている。このうち、日本企業による投資は、60万人の雇用とGDPの約1%をもたらしている(2003年商務省経済分析局)。例を挙げると、ホンダは2005(平成17)年、オハイオ州で12,500人、全米では19,000人を雇用している。トヨタは139億ドル(2005年)の直接投資を行っており、全米で32,000人以上の直接雇用を創出し、全体では直接、ディーラー、関連子会社を含め、386,000人を雇用している。

(2) 最近のトピックス

A. 州の取り組み

大多数の米国の州政府では、投資誘致のための国際関係部局を設置し、それらの州への投資に関心を有している企業向けに様々なサービスを提供している。また、多くの州が貿易・投資を促進するために海外の都市に事務所を有している。例えば、サウスカロライナ州商務局では、海外の投資家をウェブサイト上で支援している(<http://www.sccommerce.com>)。同局のグローバルビジネス開発チームでは、東京、ミュンヘンそして上海に事務所を置き、投資家の支援を行っている。同局の2005年投資レポートでは、外国直接投資は127,500人の雇用つまり民間雇用の8.4%を創出し、2005(平成17)年に12億6千万ドルの新たな投資は、3,000人の新たな雇用を生んだ。日本企業10社が同州に投資している。また、同局が作成したガイドブック“サウスカロライナ州における日本のメーカーの機会”(<http://www.sccommerce.com/teamscpdfs/JapanManufacturing.pdf>) では、サウスカロライナ州の税制や優遇税制、優れた投資環境そして同州における日本企業の活動を調査している。コロラド州国際貿易局は、投資家向けの支援策として日本語、スペイン語、ドイツ語、フランス語による情報提供をウェブサイト(<http://www.state.co.us/oed/ito/invest/invest.html>)を通じて行っており、特に関心を有する投資家に対してはオンラインで詳細な案内を行っている(<http://www.state.co.us/oed/guide/>)。コロラド州の外資系企業は、9万人以上の雇用を支え、130億ドルの資産、工場、設備を所有し、全国平均よりも13%高い給与を支払っている。他の例としては、オハイオ州政府国際貿易課が挙げられる。同課では、オハイオ州における外国直接投資の見通しを策定するとともに、関心のある事業者に対して支援を行っている(<http://www.odod.ohio.gov/itd/>)。同州では、20万8600人以上が外資系企業によって雇用され、2004(平成16)年だけでも、新規及び追加をあわせて15億ドルを超える投資が外資系企業によって行われた。

多くの州及び地方自治体は、税制の優遇措置やインフラ部門への投資等のインセンティブを提供している。しかしながら、このようなインセンティブは、米国への投資誘致を成功させるにあたって、それほど大きな役割を担っているわけではない。米国による外国直接投資誘致の成功を可能としたのは、確立された法制度、開放的な経済、教育された生産性の高い労働力、さらに、外国投資を歓迎する姿勢に裏打ちされた投資環境であるといえる。

(3) 米国の強み

米国は、その市場規模と開放性により、引き続き魅力的な投資先となっている。2001(平成13)年から2002(平成14)年の企業不祥事を受けて、米国政府は、資本市場における信頼回復のため、企業規制制度の改善・強化を迅速に行った。同時に、2001(平成13)年9月11日の同時多発テロ以降、国家のためにセキュリティ保護を高める方策を策定してきた。その過程で、米国は、

そのような措置が貿易及び投資の流れを阻害しないよう努力している。米国政府は、今回のセキュリティ強化を、正当なビジネスの流れを加速し、国内外をまたがるビジネスの統合を進めるための新たな方策を策定する機会ととらえている。米国は、情報技術その他の技術を用いて、正当な貿易・投資が継ぎ目なく安全な方法で、以前よりも迅速に流れると期待している。これら新しいシステムを設計するにあたり、米国政府は、新たな措置が正当な貿易・投資の流れを阻害することなく、望ましい目標を達成することを確保するため、引き続き民間部門や諸外国政府の見解に耳を傾けていく。

Ⅲ. 日米投資イニシアティブにおける議論

1. 米国側関心事項

(1) 国境を越えたM&A

米国政府は、新たに制定された会社法によって三角合併を行う際、その対価として用いる株式が外国株式である場合と、日本株式である場合の取扱いの間に実質的な差異がないことが重要だということを指摘した。三角合併、現金合併その他存続会社の株式以外の財産(外国株式を含む)を対価とする合併を認める「合併等対価の柔軟化」に関する会社法の規定は、2007年5月1日に施行される予定である。

米国政府は、三角合併を巡って、税の取扱いも重要な要素になると指摘し、会社法のうち「合併等対価の柔軟化」の部分が施行される2007(平成19)年5月1日までには、三角合併に係る税制上の措置が確保されることを期待すると指摘した。日本政府は、会社法によって可能となる三角合併に係る税制上の措置について、課税の適正、公平及び租税回避の防止の観点も十分に踏まえ、会社法の関連諸規定が施行されるまでの間に方針を決定する方向で検討している。

会社法第821条について、米国政府は、日本政府が同条の解釈を明確にするとともに、会社法案可決の際に参議院において、既存の外国会社等に悪影響を与えるものではない旨の附帯決議が採択された点を評価している。また、米国政府は、法務省が通達(「会社法の施行に伴う商業登記事務の取扱いについて」)を発出し、同条の趣旨・解釈等について周知を図った点も評価しているところである。しかしながら、会社法における制限や責任が、適法な事業活動に関して課されることがないことを確保するために、米国政府は引き続き日本政府に対し、第821条の速やかな改正を要請するものである。

また、米国政府は、買収防衛策の目的は、あくまでも企業価値を高めることにあり、経営陣の保身を目的とするものであってはならないと主張した。日本政府は、経済産業省の下に設置された企業価値研究会において検討された敵対的買収に対する防衛策のあり方について説明した。この点、日本政府は、買収防衛策の目的は企業価値と株主共同の利益の確保・向上にあるとの原

則を含む、合理的な防衛策のあり方を定めたガイドラインを公表した。

(2) 人口問題と投資

米国政府は、少子高齢化社会が進む日本において、今後、教育及び医療サービス分野が重要であり、米国企業がこれらの分野において質の高いサービスを提供ができるとして、これらの分野にかかる対日直接投資環境を改善するよう要請した。

A. 教育分野

2004(平成16)年12月に行われた制度改正により、「外国大学の日本校」が一定の要件を満たしているとの文部科学省の指定を前提として、個々の課程の種別に応じ、課程修了者に対して、日本の大学等への転入学資格等が認められることとなった。また、これにより外国大学日本校の学生にかかる学生割引鉄道定期券の問題、在留資格の問題が改善された。米国政府はこの制度改正を高く評価している。同時に、文部科学省の指定については、その事務処理を迅速に進めるよう要望した。

さらに米国政府は、外国大学の日本校に対する課税を、日本の学校と同様にすべきである旨主張した。この税制に係る問題に関しては、全国レベルで対処することなどを要望した。

日本政府は、新たに申請されている外国大学についても、引き続き速やかに指定ができるよう手続を進めている。現在までに、3校の米国大学日本校がその指定を受け、さらに、4校目の米国大学の申請につき、文部科学省で審査が行われているところである。また、税制措置については、外国大学の日本校が、自らが提起している問題に対して現実的かつ合理的な措置を行えるよう、既存の制度の中で対応していく旨説明した。

米国政府は日本側の努力を評価するとともに、今後も協力することを要望した。

B. 医療サービス分野

米国政府は、米国の製薬業界、医療機器業界がすでに日本市場で主導的なプレーヤーとしてプレゼンスを持っていることから、米国企業も医療改革の議論に積極的に関与できることを期待している旨表明し、特に次の三点について言及した。

第一に、米国政府は、医療機関による資金調達を容易にし、生産性を高めるとの観点から、病院、診療所経営に対する株式会社の参入拡大を可能とするよう要望した。また、構造改革特区制度の下で株式会社の参入が可能となっているが、その範囲は非常に限定的であり、実質的に特区における株式会社の病院経営はほとんど実現していない点を指摘した。米国政府は、日本は高度医療特区を実施するための条件を緩和すべきであることを提案した。日本政府は、一定の医療機関に対しては、資金調達方法の一つとして公募債の発行を認める方向で検討していることを説明した。また、特区については2005(平成17)年7月に地方自治体からの申請が1件認定されたこと、そのほかにも特区申請に関する相談が複数寄せられていることから、要件の緩和の必要

性を否定した。

二点目として、米国政府は、日本では血液検査の外部委託により、かなりの効率化が図られたことを指摘した上で、リスクの低い医療行為、特にMRIやPET、CTスキャン等反復性のある医療行為については、株式会社に柔軟に外部委託できるよう要請した。日本政府は、これらの業務は患者へのリスクが低いものではないため、医師以外の者に行わせることは認められない旨応答するとともに、株式会社は医療機関の経営ができず、たとえこれらの業務を行うために医師を雇用していても、医療を提供することはできない旨あらためて説明した。

三点目として、米国政府は、いわゆる「混合診療」（日本の公的保険制度の下で、保険から支払が行われる医療行為と、支払が認められていない医療行為の両方を含む診療）の導入について関心を表明した。米国政府の見解では、これらは医療支出を減らし、効率化を促し、さらに医療保険制度の財政上の困難を緩和するものである。米国政府はまた、現行制度は極めて限定的であるとの見解を持っている。日本政府は、公的医療保険制度は基本的に、全ての必要な医療を被保険者に対して保障するとの原則を保持しており、それ故、日本政府は、そのような米国政府の見解を共有していない。この原則に従い、また患者の福利を考慮して、日本政府は、2004（平成16）年12月に厚生労働大臣と内閣府特命担当大臣（規制改革、産業再生機構）の『いわゆる「混合診療」問題に係る基本的合意』に基づいて改革を行うこととした。これまで、6つの必ずしも高度でない新規医療技術が承認された。

（3）労働法制

米国政府は、労働移動を促すことが組織の価値の極大化を図る上で重要であると指摘し、この観点から次の四点を挙げた。

第一に、米国政府は、確定拠出年金制度の拠出限度額の引き上げ、給与天引きではない従業員拠出を認めること、及び従業員が最適な投資戦略を決めることや適時、ポートフォリオのリバランスなどの適切な行動を確保することを助けるために、投資助言サービスを任意で利用できることを認めるよう要請した。米国政府はこれらの変更が確定拠出年金制度をより魅力的なものにし、従業員、事業主双方に利益があると述べた。

第二に、米国政府は、解雇紛争に関し、復職による解決の代替策として、金銭による解決の導入を要請した。

第三に、米国政府は、労働者の能力育成の観点から、管理、経營業務に就く従業員に関し、労働基準法による現在の労働時間制度の代わりに、ホワイトカラーエグゼンプション制度を導入するよう要請した。

第四に、米国政府は、労働者派遣法による規制については、限られた時間の仕事や職場（選択）の自由を希望する者を含む労働者により多く雇用の機会を提供する必要があるとの観点から、これを緩和すべきであると指摘した。

これらに対し日本政府は、以下のように回答した。

確定拠出年金の拠出限度額は、公的年金の給付水準の見直しに合わせ、2004年10月1日に引き上げられたところであり、現時点においては、限度額引き上げ後の活用状況を見守る必要がある。従業員拠出に関しては、従業員本人の拠出を任意とし、運用方法も自ら選択するという仕組みでは貯蓄と変わらないため、現時点では従業員拠出を導入する考えはない。なお、日本政府は、確定拠出年金法の規定に基づき、法施行の5年後に当たる2006年10月以降に、関係者の意見に留意しつつ、法の見直しの要否について検討を行う。

労働基準法第18条の2は、解雇が労働者に与える影響の重大性等にかんがみ、解雇に関するルールをあらかじめ明確にすることにより、解雇に際して発生するトラブルを防止し、その解決を図ることを目的とするものである。日本政府は、解雇の問題に関連して、労働関係紛争が増加している現状に対応して、労働契約に関するルールの明確化を図るべく、検討を行っていく方針である。

労働基準法には、労働時間制度の原則を超える労働をさせる場合、労使協定を結んだうえで割増賃金を払わなければならないという規定がある。ただし、経営者と一体的な立場にある労働者については、これを管理監督者として本規定の適用除外にするとともに、働き方の多様化に伴い、スタッフ職についても管理監督者に含めて運用で適用除外としている。さらに、日本政府は、緩やかな管理の下で自律的に働くことを可能とする制度及び上記適用除外の在り方についても検討を行っていく方針である。

2003(平成15)年の労働者派遣法の改正は日本の長期的な雇用慣行は大幅に変わっているとはいえないという認識の下、あくまでも労働者派遣は臨時的・一時的業務としての位置付けを維持する考え方で行われた旨を説明した。また、日本政府は、現段階では、派遣期間の制限を撤廃することが妥当であると判断する材料はそろっていないと認識している。

(4) 日本法令の外国語訳

米国政府は、日本法令の外国語訳への日本政府の取組に関して、これは外国人投資家にとって透明性が高まるものであるとして歓迎するとともに、本取組の実施について外国経済界との密接な協議が継続され、本取組の実現を確保するために十分な予算措置がとられるよう要望した。

日本政府は、2006(平成18)年3月23日、有識者及び全府省担当官を構成員とする実施推進検討会議において取りまとめられた最終報告を受け、2006(平成18)年度から2008(平成20)年度までの翻訳整備計画に従い、約200本の法令について英語訳が整備されるよう、所要の措置を講ずることなどを決定した。また、2006(平成18)年4月には、内閣官房のホームページ(<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/hourei/data1.html>)において、本取組に関する情報提供を開始した。日本政府は、今後、翻訳整備計画を着実に実施できるよう努力していく。

2. 日本側関心事項

(1) 査証その他領事事項

日本政府は、国境のセキュリティを改善するために米国が採用した措置が、ビザを申請する日本国民に負の影響を最小限にとどめるような方法で行われるよう要望してきた。投資イニシアティブ会合において、日本政府は、日本国内に6か所存在する米国の公館のうち東京、大阪、那覇の3か所でしかビザの申請を受け付けていないことに留意しつつ、ビザ申請における高い移動コスト、手続上の遅延及び不便が生じている点につき懸念を表明した。

日本政府は、面接と生体情報採取のために、米国外において申請が行われなければならないという査証更新手続が、合法的に米国に滞在しているビジネス関係者やその家族に多大な負担をかけていることを指摘した。また、日本政府は、米国内でのビザ更新手続が再開されるよう要望した。

米国の領事専門官は、投資イニシアティブの会合において、国務省がビザ発給改善のために申請窓口を申請者が選択できるインターネット面接予約システムの採用、東京、大阪の在日米国公館におけるビザ担当官の増員等様々な措置を講じたことを指摘した。特に今年4月より米国政府は、札幌において月数回、非移住者のビザ発給に係る面接のパイロットプログラムを導入した。今後、その他の在日米国公館にも拡大するため、パイロットプログラムは評価されることになる。

米国の領事専門官は、ビザ更新手続の際に生体情報を収集するのは法的要件である一方、米国内においてデータ収集は、技術的に不可能である旨説明した。結果として、日本のビジネス関係者はビザを発給する米国の在外公館(日本においては東京、大阪、那覇、札幌)においてビザ更新を行わなければならない。面接の3か月前から在日米国公館における面接の予約が可能な予約システムによって、ビザ更新のために行う帰国の予定策定の困難を軽減している。さらなる情報は以下のウェブサイトで入手可能である(<http://tokyo.usembassy.gov> または http://travel.state.gov/visa_services.html)。日本のビジネス関係者は在カナダ及び在メキシコの米国大使館及び領事館でもビザの更新を行うことが可能である。これら大使館及び領事館では、ウェブサイト(<http://www.nvars.com>)を通じた面接予約システムを行っている。いくつかの在外公館においては、第三人のビザ更新を認めていない一方、国務省はビザ更新を自国以外の第三国で行いやすくなるよう、情報共有の改善に努めている。国務省と国土安全保障省は、世界的にビザ更新の再開に向けて、協力して取り組んでいる。

(2) 貨物セキュリティ

日本政府と米国政府は、輸送に係るセキュリティを改善する一方、国際貿易を円滑化することの必要性を考慮することが重要であることについて見解を共有している。

日本政府は、米国が2002年通商法に基づき行っている、海運貨物の船積み24時間前マニフ

ェスト(貨物情報)提出義務化が、貨物輸送の遅延及び輸出事業者の追加費用を発生させているとの懸念を表明した。さらに、日本政府は、C-TPAT(Customs-Trade Partnership Against Terrorism)に参加している企業は、セキュリティの観点からリスクが低いのであるから、マニフェスト提出義務に関しては、より柔軟に適用するよう要請した。2001(平成13)年9月11日の同時多発テロ以降に採られた、貿易関連事業者及びそのサプライチェーンに対するセキュリティ措置の多くは、貿易関連事業者に費用的な影響を与えており、日本政府は、すでに導入されてきたセキュリティ措置の合理性について評価することを米国政府に奨励した。米国政府は、マニフェスト提出義務は、米国のテロ対策の主要な要素であり、今後も継続するが、24時間という期間は、コンテナが封印された時点を起点とするものであり、それは生産地点であってもよいこと、また、2001(平成13)年9月11日の同時多発テロ以降、米国に入る全貨物の検査頻度は倍増しているが、C-TPAT参加企業に対する検査頻度は、参加していない企業の6分の1となっていること、米国政府は、日本政府との議論を歓迎し、C-TPAT参加企業に対するさらなる便益を探求する。米国政府はC-TPAT関連規則の実施と更なる改正の過程において、透明性を確保することを説明した。

両国政府は、継続して貨物セキュリティの改善を維持していくことの必要性を認識しつつ、迅速な貿易を促進することを強く望み、これらが両立するよう最大限の努力を行う。

(3) エクソン・フロリオ条項

1950年国防生産法第721条修正条項(エクソン・フロリオ条項)は、国家安全保障を損なう恐れのある直接投資について、必要と認める場合には、大統領にそのような投資を制限する権限を与えている。日本政府は、国家安全保障上の理由により、条項の必要性について理解を示したものの、同条項の運用について、予見可能性や明確性の欠如による投資活動の阻害を懸念した。また、日本政府は、エクソン・フロリオ条項を修正する法案について懸念を表明した。

日本政府の懸念に対し、米国政府は、エクソン・フロリオ条項は、伝統的に開放的な米国の投資政策を維持しながら、国家安全保障確保のための十分な審査を実行する対米外国投資委員会(CFIUS)によって実施されていると説明した。同条項の実施細則によって、自主的な通知のシステムが確立されている。CFIUSは、取引の当事者に対し、特に複雑な案件の場合には、自主的に通知を行う意図について、事前にCFIUSへ相談することを奨励している。審査は案件毎に行われる。審査手続では、国家安全保障と企業の所有にかかる情報を扱うため、エクソン・フロリオ条項は、企業から得られた情報は、機密情報として扱い、行政又は司法手続以外では、公にされることはないと規定している。案件がCFIUSに通知されなかった場合、あるいは申請者が重大な情報を省略していた場合、また、CFIUSが審査をしている時に、誤った情報提供がなされた場合にのみ、大統領は結論に至った案件について、権限を保する。

米国行政府として、CFIUS審査手続に、2001(平成13)年9月11日の同時多発テロ以降の安

全環境に反映させることを支持する。また、米国行政府として、修正法案に対する公式見解は未だ示していないものの、次の原則をもってこれらの改善が進められることを議会に言明した。

- ・国家安全保障上の利益を2001(平成13)年9月11日の同時多発テロ後の状況を踏まえてCFIUS 手続を更新する。
- ・米国への対内直接投資を引き続き歓迎する
- ・CFIUSの仕組みを保持し、意思決定過程の一体性を維持しつつ、必要な部分について改善、更新を行う。

これらの原則を実施するにあたって、米国行政府は、「国家安全保障」概念の範囲を改訂し、CFIUSの安全審査について、専門性と独立性を保持し、企業から提供される機密情報を守り、国有企業に関するCFIUS案件の場合は調査を強化し、議会に対する判断の透明性を高めることにより、重要な監督責任を果たすとしている。

IV. 結論

2001(平成13)年年6月の「成長のための日米経済パートナーシップ」における投資イニシアティブ立ち上げから5年を経て、日米双方における一層の投資環境の改善や、対内直接投資の果たす役割についての理解の促進に向けた活動は定着してきた。また、本イニシアティブにおける公共プログラムについては、外国からの対内直接投資がもたらす利益を広報するだけでなく、日米双方の企業関係者が接触し、投資、雇用創出及び成長を促進のためのビジネス上の機会につき議論する場となっている。

日本においては、近年の規制改革の動きと、地方・国が一体となった対日直接投資促進に向けての努力が、小泉総理による直接投資残高倍増目標の達成に向けての着実な対日投資の増加をもたらした。また、2006(平成18)年3月に開かれた対日投資会議で、対日直接投資残高を2010(平成22)年までにGDP比で5%程度にする新目標が決定された。この新目標を達成するためには更なる取組が必要であり、日本政府は、本イニシアティブで提起されている事項についても、検討を継続し、更なる事業環境の改善を進めることが必要である。

米国においては、日本からの直接投資は増加傾向にあり、2004(平成16)年には対前年比10%増を記録した。日本は米国への投資額において世界で第2位に位置している。2001(平成13)年9月11日の同時多発テロ以降、国家安全保障に係る措置が、貿易・投資の手続をより複雑にし、日本及びその他の国からの投資や米国内の企業の活動に障害を生み出しているとの懸念があるが、経済の開放性を維持するための努力が、対米国投資に、同時多発テロ後の世界的な投資減速からの回復をもたらした。米国政府は、本イニシアティブにおける日本側からの意見や

指摘を入念に検討し、貿易・投資の増加に貢献すると同時に国家安全保障を強化するような措置を確実に実施する努力を行う際には、引き続きこれら意見を考慮する。

日米投資イニシアティブは、両国首脳の指示の下、今後も継続して活動を行う。日米両国政府は、本イニシアティブが、両国経済のさらなる成長と、両国経済の世界経済における重要な役割のために、本イニシアティブ及び対内直接投資がもつ意義について理解し、各々の投資環境の改善に向けた措置を奨励する努力を継続する。

別添1. 対日投資促進シンポジウム

日米投資イニシアティブでは、対外広報活動として日本の投資環境をアピールするシンポジウムを米国において、外国直接投資の相互の利益について説明するためのセミナーを日本の地方において、それぞれ毎年開催している。

本イニシアティブ5年目の取組として、2005(平成17)年11月にニューヨーク及びサンノゼにおいて対日投資シンポジウムが開催された。

今回のシンポジウムは、開催地域の特色に合わせ、ニューヨークでは小売・サービス業、サンノゼではITに対象業種を絞り込み、参加者がより効果的に日本の投資環境を理解できるものとした。

本シンポジウムでは、日米双方の民間有識者の参加を得て、日本の投資環境の状況や対日直接投資の成功事例等についてパネルディスカッション形式で活発な議論が行われた。それぞれの会場で約200名の参加を得て、日本の投資環境を訴えるとともに、様々な意見交換を通じて日米間の相互理解を促進する機会となった。

なお、日本で行われるセミナーについては、例年春に開催してきたが、米国からの企業参加を促すため、他の国際イベント開催時に行うこととし、2006(平成18)年10月にCEATEC展(Combined Exhibition of Advanced Technologies)に合わせて仙台及び横浜で開催する予定である。

別添2. 最近の米国企業の進出事例

日本貿易振興機構(ジェトロ)の対日投資・ビジネスサポートセンター(IBSC)の支援を受けて多くの米国企業が対日投資を行っている。2005(平成17)年度以降に行われたもののうち、以下の5件について紹介する。

○ブルーポイント・ジャパン株式会社 (Proofpoint Japan KK)

迷惑メール対策ソフトウェア開発企業。日本での顧客拡大および顧客サポートを目的として、2005(平成17)年5月、東京に日本法人を設立した。個人情報保護法の施行により生じたビジネスチャンスを活かし、日本に進出。日本を足がかりにアジア進出を視野に入れている。ジェトロでは税制や労働法に関する情報提供の他、PR支援を行った。

○テトラテックジャパン (Tetra Tech Japan)

環境コンサルタントや技術サービスを提供する米国大手企業。特に、水質浄化プロジェクトやガス・石油関連プロジェクトについて高い技術と経験を持つ。アジア大洋州での環境事業拡大のための拠点として、2005(平成17)年5月、日本法人を設立。ジェトロではIBSC貸与や法務コンサルテーションなどの設立支援の他、日本の公共事業入札手続や水質関連プロジェクト等に関する情報提供を実施した。

○リマージュジャパン株式会社 (Rimage Japan Co., Ltd.)

DVD、CDの自動販売機(好みのコンテンツをその場で書き込むもの)の製造販売企業。日本展開をアジア市場進出の第一ステップとして、2005(平成17)年5月、東京で日本法人を設立。ジェトロでは、法手続に関するコンサルテーションの他、弁護士や会計士との面談設定等の点で支援を行った。

○GEOVECTOR 株式会社 (GEOVECTOR K. K.)

携帯用アプリケーション開発企業。日本の携帯電話サービス市場において、位置情報確認技術をベースにした新規サービスを立ち上げるために、2005(平成17)年6月、日本法人を設立。ジェトロでは、登記コンサルテーションやオフィス探し、市場情報提供等を行った。

○eRide アジア・パシフィック株式会社 (eRide Asia Pacific Limited)

高感度・低消費電力GPS、ICチップセットの開発、販売を行っている。総務省が2007年以降GPS機能を内蔵した携帯電話の普及を強化する方針を打ち出したことを受けて、2005(平成17)年9月、東京に日本法人を設立。ジェトロでは設立手続支援の他、法務、不動産、物流、会計等の分野で人材紹介を行った。

別添3. 過去5年間に行われた改善

日米投資イニシアティブでは、2001(平成13)年6月の日米両首脳により「成長のための日米経済パートナーシップ」の下に設置されて以来、5年間に渡って、日米両国の投資環境改善に関する意見交換を行ってきた。この協議を通じて、様々な投資環境の改善が図られてきたが、この5年という節目を迎え、さらなる投資環境改善への取組に向けて、これまでの両国における改善策をレビューすることとする。

1. 日本側改善

コーポレートガバナンス

2002(平成14)年5月の商法改正により、日本の株式会社が米国型のコーポレートガバナンスの制度を選択する余地が広がった。これは、外国投資家が理解しやすいコーポレートガバナンスの制度選択を認め、外国投資家による投資促進効果を有するものである。この改正により、それぞれメンバーの過半数を社外取締役とする3人以上の取締役から構成される指名委員会、監査委員会及び報酬委員会の三委員会と、業務執行を担当する執行役を置き、監査役を置かないという米国型の制度が選択できるようになった。これにより、従前の制度においては取締役会の決定権限とされていた重要な事項(新株、社債の発行等)を、執行役が決定できるようになった。

また、2006(平成18)年5月に施行された会社法において、全ての大会社及び委員会設置会社において、取締役や執行役の職務の執行が法令や定款に適合することを確保するための体制など、会社の業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)の構築の基本方針について、決定が義務付けられることとなった。

労働の流動化

2001年に、公的年金の上乗せ部分における新たな選択肢として、確定拠出年金制度が導入された。確定拠出年金制度は労働移動に適合的なポータビリティの確保された制度であるが、労働の流動化により投資促進効果が期待できる。同制度の利用は2006(平成18)年3月31日現在で企業型年金承認規約数が1866件、企業型年金加入者は1733千人となっている。

専門サービス

日本に直接投資を行うに際し、国内法等に対応するため専門的な知識を有する弁護士や公認会計士との接触が必要となってくる。弁護士については、2010(平成22)年ころには司法試験の年間合格者数を3000人程度とすることを目指すことを含む司法制度改革推進計画が2002(平成14)年3月に閣議決定された。

また、「外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法」(「外弁法」)の改正を含む

「司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律」が2003(平成15)年に国会に提出された。この外弁法の改正の目的は、弁護士と外国法事務弁護士との連携・協働を推進することであった。全体的な改正については、2004(平成16)年4月1日から施行され、外弁法の改正の主要な部分については、2005(平成17)年4月1日から施行された。

公認会計士制度についても、試験制度等全般的な見直しが行われた。

国境を越えたM&A

国境を越えたM&Aを促進する観点から、2003(平成15)年4月に、主務大臣による認定を受けた場合には、親会社の株式を対価として合併を行うこと(三角合併)や、現金を対価とした合併を行うこと(現金合併)を商法の特例として認める措置等を盛り込んだ改正産業活力再生特別措置法が施行された。これにより、外国親会社の株式や現金を対価とした合併等を行うことが商法の特例として認められ、外国企業が、その日本子会社を通じて日本企業を対象とするM&Aを行う際に、自社株式や現金を対価とした合併等を利用することが可能となった。

さらに、会社法においては、吸収合併における消滅会社の株主に対し、存続会社の株式に代えて金銭等(三角合併の場合には、親会社の株式)を交付することができることとなる(但し、この部分の規定は2007(平成19)年5月1日に施行される)。

会計・監査制度の整備

投資環境の整備の観点から、資本市場の基礎的なインフラである会計・監査は重要である。

会計については、日本政府は連結ベースを中心とした開示、金融商品の時価評価、税効果会計、退職給付会計、固定資産の減損会計などさまざまな会計ルールを整備を行った。

監査についても、2003(平成15)年5月に公認会計士法が改正(2004(平成16)年4月施行)され、これにより監査人の独立性を強化するため監査を行っている企業に対するコンサルティングなどの非監査業務を禁止する措置や公認会計士・監査審査会(CPAAOB)が設立された。

これらの施策により、会計・監査のより一層の充実が確保され、M&Aに不可欠な正確な金融情報を含めた、投資家にとって有益な会計情報へのアクセスが可能となった。これらは、国際的な進展とも整合的なものであり、投資環境の整備に資するものである。

教育

日本政府は、高等教育の国際化に対応した大学の質保証問題について研究会を設置し、検討を行った。この研究会では外国大学の日本校が①日本の大学としての地位が必要な場合は、他の日本の大学と同様に、日本の大学設置基準に基づく設置認可を得る、②本国で正規の大学として認められている大学の日本校は、日本でも「外国の大学」として扱う、の2つの選択を用意していくべきとの結論を得た。その結果、2004(平成16)年12月には外国大学の日本における分校を日本の教育システムに位置づけるという制度改正が行われた。

制度改正により、「外国大学の日本校」が一定の要件を満たしているとの文部科学省の指定を前提として、個々の課程の種別に応じ、課程修了者に対して、日本の大学等への転入学資格等が認められることとなった。また、これにより、学生割引鉄道定期券の問題、在留資格の問題も改善された。現在までに、米国大学の3校が日本校の指定を受けている。

医療

日本政府は、2003(平成15)年2月27日に構造改革特区推進本部が構造改革特区における特例措置として公的医療保険が適用されない自由診療の分野で再生医療や遺伝子治療、美容外科医療などの高度な医療について、株式会社の医療機関経営への参加を認めることを決定した。これを踏まえて、2004(平成16)年5月に関連法案が成立し、同年10月より施行された。本制度については、2005(平成17)年5月にひとつの地方自治体から特区申請が提出され、同年7月に認定された。

いわゆる「混合診療」について、日本政府は、2004(平成16)年12月に厚生労働大臣と内閣府特命担当大臣(規制改革、産業再生機構)との間で交わされたいわゆる「混合診療」問題に係る基本的合意に基づき、改革を行うこととした。これまで、6つの必ずしも高度でない新規医療技術が承認された。

日本法令の外国語訳

外国人投資家に対して透明性を高めることを目的として、日本の法令を外国語(第一次的には英語)に翻訳する取組が進められている。この取組において、2006(平成18)年度から2008(平成20)年度までの翻訳整備計画に従い、約200本の法令について英語訳が整備されるよう、所要の措置を講ずることとしている。

2. 米国側改善

ビザの発行と更新

米国政府は、様々なセキュリティ強化策をとってきた一方、合法的な旅行者や日本からの投資家がビザを取得、更新しやすくなるよう努めてきた。2004(平成16)年10月26日以降、ビザの発給には、面接による生体情報の読み取りが必要となった。国務省は、3か月前から在外公館における面接の予約がインターネット上で出来るシステムを採用し、東京、大阪の在日米国公館におけるビザ担当官の増員を行った。これらの措置は、ビザ発給手続における遅延等を著しく改善させた。また、北日本からビザ面接を受けるための交通費の負担を減らすため、国務省は2006(平成18)年4月19日より、在札幌米国領事館において、ビザ面接のパイロットプログラムを導入した。このパイロットプログラムは、今後、このプログラムを他の地域において拡大するために評価していくこととなる。

ビザ所有者は、旅行中にウェブ上で面接予約を行い、ビザ更新を円滑に行うことができる。いくつかの在外公館では、第三人に対するビザ更新を認めていない一方、国務省はビザ更新を自国以外の第三国で行いやすくなるよう、情報共有の改善に努めている。

貨物セキュリティ

米国政府は、2001(平成13)年9月11日の同時多発テロ以降、貨物セキュリティのための規則とプログラムを強化し、セキュリティ強化と貿易の効率化に向けた改善策を模索している。

米国税関国境保護局と日本財務省関税局は職員の交流により緊密に連携している。コンテナ・セキュリティ・イニシアティブ(CSI)では、日本の税関職員がロングビーチに派遣されている。また、2003(平成15)年に横浜港でCSIの試行が開始され、2004(平成16)年5月に東京港が、2004(平成16)年8月には、名古屋港と神戸港でも試行が開始された。

また、米国税関国境保護局は、24時間前マニフェスト(貨物情報)提出義務の最終規則を2003(平成15)年12月5日に発表した。米国のテロ対策として不可欠な要素である24時間前マニフェスト(貨物情報)提出義務は、セキュリティを強化し、貿易の円滑化を保証するものとして必要であり、そして国内外の荷主すべてに適用される。C-TPATのもとでは、認定された荷主は、コンテナ検査率が減少する。2001(平成13)年9月11日以降、米国に入る貨物の検査頻度は倍増しているが、C-TPAT参加企業に対する検査頻度は、参加していない企業の6分の1となっている。

2002年サーベーンズ=オクスリー法

サーベーンズ=オクスリー法に盛り込まれた米国証券法に対する改正により、国内監視基準に関する米国と外国との要件について争いが生じる恐れがあった。米国証券取引委員会(SEC)は、そうした懸念の解消に向けて、公開討論会を開催し、パブリックコメントを募集するなどの努力を払い、結果として、日本や諸外国の市場参加者に多くの便宜を届けてきた。例えば、SECは、監査役会や法定監査人の定めがある日本等の国に対しては、サーベーンズ=オクスリー法の要件の一部除外を認める規則を導入した。SECは、監査委員会制度を採用する場合に独立監査人(の監査)を義務付ける規定が、個々の企業に及ぼす影響について、詳しい情報が寄せられることを歓迎している。米国公開会社会計監視委員会(PCAOB)及びSECは、外国の公共監査法人が登録をする際に、当初提案されていたものより少ない情報の提供を認める規則を発表した。その中には、外国監査法人が母国の規則により秘匿を義務付けられる情報については、非開示での提出を許可する措置も含まれている。PCAOBは、外国で登録されている監査法人の検査について、外国の監査審査当局と協力する方法に関する規則を提案しており、また、米国外に拠点を置く会計事務所への監督権限の範囲について、外国の政府当局と折衝を続けている。財務報告に係る内部統制については、日本を含む国外の証券発行者への適用日は、2006(平成18)年7月15日以降に終了する会計年度へと1年延長されている。

エクソン・フロリオ条項

1950年国防生産法第721条修正条項(エクソン・フロリオ条項)は、国家安全保障を損なう恐れのある直接投資について、大統領が必要と認める場合は、そのような投資を延期し制限する権限を付与している。日本政府の同条項の運用について、予見可能性や明確性の欠如による投資活動の阻害を懸念したことについて、米国政府は、手続について、多くの情報を提供した。米国行政府は、修正法案に対する公式見解は未だ示していないものの、国家安全保障上の利益を2001(平成13)年9月11日の同時多発テロ後の状況を踏まえて対米外国投資委員会(CFIUS)手続を更新し、米国への対内直接投資を引き続き歓迎し、CFIUSの安全審査について専門性と独立性を保持し、企業から提供される機密情報を守り、国有企業に関するCFIUS案件の場合は調査を強化し、議会に対する判断の透明性を高めることにより重要な監督責任を果たすとしている。

運転免許証要件

米国社会保障庁(SSA)が2003(平成15)年3月に非就労ビザ取得者の運転免許取得のための社会保障番号の取得について社会保障番号の割当を行わないこととする連邦規則が公表され、2003(平成15)年10月27日より施行された。日本政府からの社会保障番号に代わる身分証明手段を認めていない州が、代替的身分証明手段を認めるまで新しい規則の適用を延期するよう意見を提出したのに対し、社会保障庁は、米国自動車管理者協会及び米国運輸省の協力のもと、運転免許の取得に社会保障番号の取得を要件としているいくつかの州で代替的な身分証明制度を構築することを支援した。2003(平成15)年11月時点で、イリノイ州を除く全ての州で、運転免許の発行に関し見直しを行うために何らかの措置が講じられた。その後、2004(平成16)年5月には、イリノイ州議会は、同州に一時的に在住する外国人が、社会保障番号がなくとも運転免許を取得することを可能とする法案を可決し、その後、イリノイ州知事により承認され、2005(平成17)年1月1日より発効している。

国際サービス貿易投資調査法

日本政府が、報告の負担を緩和するよう求めたのに対し、米国政府は、提出義務のある情報量を必要最小限とした。また新たな電子ファイリングシステムにより、データ収集が以前よりも容易になった。

地域における対日投資活動

日本の地域経済を活性化させ、地方における直接投資の促進を支援するため、米国政府は、外国直接投資にとって魅力的な事業環境についての地方の理解を深めるために日本政府と協力することに同意した。この成果として、米国政府は、日本や米国の各都市で開催されたセミナー

やシンポジウムに参加し、また、米国政府による初めての投資ミッションを派遣した。これらの投資セミナーは米国からの直接投資を促進し、地方における外国直接投資促進の理解を深めるため、継続して開催されている。